

## 士別市告示 69 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、平成 31 年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用に関する条例（平成 17 年条例第 148 号）第 18 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

士別市長 牧野 勇司

## 令和 2 年度 士別市一般廃棄物処理実施計画

### 第 1 一般廃棄物の基本的事項

1 処理区域 士別市全域

2 計画期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

### 3 処理計画量

(1) ごみ（家庭系＋事業系）

（単位：t）

区分	令和 2 年度 発生量（見込）	平成 31 年度 発生量（見込）	平成 30 年度実績量
一般ごみ	3,786	2,624	2,634
粗大ごみ	336	547	517
資源ごみ	1,459	1,582	1,613
生ごみ	1,805	2,001	1,905
剪定枝	28	76	134
衛生ごみ	440	436	430
合 計	7,854	7,266	7,233

(2) し尿・浄化槽汚泥等

（単位：kL）

区分	令和 2 年度 発生量（見込）	平成 31 年度 発生量（見込）	平成 30 年度実績量
し尿	661	617	666
浄化槽汚泥	1,757	1,409	1,853
合 計	2,418	2,026	2,519

## 第2 士別市が行う一般廃棄物の処理

### 1 一般廃棄物の種類並びに排出及び収集方法等

#### (1) 家庭ごみ及び家庭資源物

種類			排出方法	収集方法	収集頻度※		処理方法	備考		
家庭生活に伴つて排出される廃棄物	一般ごみ	一般ごみ			士別地区	朝日地区				
		小型電気製品	45リットル以下の透明・半透明の袋	戸別収集	週1・2回	週1・2回	埋立	資源化		
		有害ごみ					資源化			
		危険ごみ					委託処理			
		廃食用油	もとの容器等				埋立			
	粗大ごみ		事前申し込み (有料) ※6品目まで		年6回	年6回	委託処理及び資源化			
	資源ごみ	容器	ペットボトル	45リットル以下の透明・半透明の袋	月1・2回	月2回	資源化			
			びん							
			缶							
			紙パック	ひもで束ねる・袋		月1回				
		その他プラスチック	白色トレイ	45リットル以下の透明・半透明の袋	月2回・週1回	週1回				
			その他プラスチック	指定袋 (オレンジ色)						
		紙類	段ボール	ひもで束ねる・紙袋	年4・6回	月1回				
			その他紙製容器包装							
			新聞紙							
			雑誌(のり付け)							
			雑誌(ホチキス止め)							
			雑紙							
	空きびん(リターナブルびん)		45リットル以下の透明・半透明の袋							
	生ごみ		指定袋 (黄色)		週1・2回	週1・2回	堆肥化			
	剪定枝		ひもでしばる ・丈夫な袋		月1・2回 (4月~11月)	月1回 (4月~11月)	資源化			
	衛生ごみ		指定袋 (青色)		週1・2回	週1・2回	委託処理			

※施設等から排出されるもので家庭系として取り扱う廃棄物

①グループホーム居室部分から排出される廃棄物

②共同生活住宅から排出される廃棄物

③保育所等から排出される生活に伴う廃棄物

※収集頻度は収集地区により異なります。

(2) 事業系ごみ

種類	排出方法	処理方法	備考
事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業者自らの責任において減量化、資源化を促進する。）	事業者自ら搬入するか又は許可業者へ委託する。	埋立 資源化	

(3) 地域清掃及びボランティア清掃ごみ

種類	排出方法	処理方法	備考
公共の場所を自治会等で清掃した際、排出されるごみ	中身の見える袋を使用し、環境センターと協議	埋立 リサイクル	

(4) し尿・浄化槽汚泥等

種類	収集	処理方法	備考
し尿	戸別有料収集	士別市し尿処理施設で処理	
浄化槽汚泥等	許可業者収集		

(5) 家庭ごみ排出に伴う協力義務等

ア) 家庭からごみを排出する時は、必要な分別、減量のための処理を行い、市が定める排出日及び排出方法を遵守し、収集日の朝9時（朝日地区は朝8時）までに排出する。

イ) 排出時の協力

種類	排出時の協力義務
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ごみと分けて排出</li> <li>・割れた蛍光灯、電球類は紙、布などで包んで袋に入れて排出</li> <li>・袋に「有害ごみ」と記載</li> </ul>
危険ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般ごみと分けて排出</li> <li>・中身を使い切ってから排出</li> <li>・袋に「危険ごみ」と記載</li> </ul>
ペットボトル・びん・缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れを落とし、つぶさない</li> </ul>
紙パック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れを落とし、開いて乾燥させてから排出</li> </ul>
白色トレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れを落とし、乾燥させてから排出</li> </ul>
その他プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れを落とし、乾燥させてから排出</li> </ul>
段ボール、新聞紙、雑誌、雑紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷崩れがないように排出</li> <li>・雑誌はのり付け・ホチキス止めに分けて排出</li> </ul>
生ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の袋で排出</li> </ul>
剪定枝	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太さ 20 cm未満、長さ 60 cm未満に切り揃え、ひもで束ねて排出 (士別地区)</li> <li>・太さ 20 cm未満、長さ 1 m50 cm以内で排出（朝日地区）</li> </ul>
衛生ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつやストマ用具等の汚物は、取れる範囲で除去</li> <li>・ペットの糞は、取れる範囲で除去</li> </ul>

ウ) 収集しないごみ

種類	内容	処理方法
一時多量ごみ	引っ越しや草刈、庭木のせん定、車庫や物置を自分で改修した時などに出る一時多量ごみ	・自分で廃棄物最終処分場に搬入するか、許可業者に処理を依頼する。
処理困難ごみ	ガスボンベ・消火器・タイヤ・残土・コンクリート・ブロック・レンガ・廃油・塗料・車のバーツ・バイク・バッテリー・農薬・その他毒物など。(流し台・風呂桶・風呂釜・ボイラー等取り替え工事の時にでるもの)	・販売店に引き取ってもらう。 ・施工業者等に処理を依頼する。 ・自分で適正処理施設に搬入する。
リサイクル対象の電化製品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、パソコン	・販売店、小売店に引き取ってもらう。 ・一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼する。 ・自分で指定引取先に搬入する。 ・メーカーに回収を依頼する(パソコン)。

エ) 土別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第23条で規定する排出禁止物

- ①毒性のある物
- ②感染性のある物
- ③爆発性及び引火性のある物
- ④著しく悪臭を発する物
- ⑤特別管理一般廃棄物に指定されている物
- ⑥収集、運搬又は処分をするための器材を著しく汚損し、又は破壊するおそれのある物
- ⑦その他市長が定める物

オ) 受け入れないごみ

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する

- a) ポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用する部品
- b) ばいじん等(ダイオキシン類の量が、ばいじん等1gにつき3ngを超えるもの)
- c) 感染性廃棄物

- ②家電リサイクル法等によりリサイクルを前提としたもの

- ③市の処理施設に支障が生じるもの

<具体例>テレビ受像機(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンディショナー、パソコン、タイヤ、自動車、スクーター、オートバイ、バッテリー、LPGガスボンベ、廃油、廃酸、塗料、化学薬品、農薬、医療品、注射針、土・石・アスファルト、消火器、動物の死体、農業用塩化ビニール、パチスロ機、パチンコ機(回胴式遊技機含む)、エンジン付工具(チェンソー・刈払機等)ヒ素化学物質を含むもの(防腐剤)等※上記のものは、専門業者又は取扱店に依頼する。

#### (6) 事業系廃棄物を排出する事業者の協力義務等

- ア) 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、資源化・再利用を促進するよう努めなければならない。
- イ) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ウ) 事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- エ) 事業者は、廃棄物の発生の抑制、資源化・再利用の促進及び廃棄物の適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- オ) 一度に多量に排出される事業系ごみについての市の受け入れは、事例毎の事前協議を実施するものとし、発生抑制の努力が見られない場合には、基本的に受け入れしない。さらに、多量排出事業所に対して、減量化・資源化計画書を作成、提出させるなど、ごみ減量等の指導を行う。

## 2 一般廃棄物の排出抑制、資源化等の方策

### (1) 排出抑制・資源化の施策・取組

施策・取組	概要
1. 資源物の回収	
①集団回収	・春・秋のクリーンリサイクル推進月間の実施
②回収ボックスの設置	・廃食用油、古着の回収ボックスを市役所、出張所等に設置
③回収容器の貸出	・イベント時等に使用する資源物の回収容器の貸出
2. マイバッグ・ノーレジ袋運動の推進	
①レジ袋の削減	・レジ袋を無料で配布している店舗に対し「レジ袋削減協定」締結の働きかけ。 ・マイバッグの持参及びレジ袋辞退の啓発
3. リユース食器の貸し出し	・繰り返し利用できるPEN樹脂（ポリエチレンナフタレート）製の飲食用容器を貸し出し。 ※容器の種類：丼、小丼、深皿、仕切り皿、カレー皿、コップ、箸、スプーン
4. 啓発事業	
①市民ごみ減量化懇談会の開催	市内複数箇所で年1回開催
②「まなびとくらしのフェスティバル」における啓発事業	ごみの減量化リサイクル展 ごみの減量化啓発パンフレット等の掲示
③環境フォーラム・ごみ減量化フォーラムの開催	循環型社会や低炭素社会の実現、ライフサイクル等をテーマにしたフォーラムを年1回開催
④各種情報提供	市広報、チラシ、ホームページ等による啓発・情報提供等

### (2) 不法投棄対策

- ア) 不法投棄防止巡回パトロールの実施
- イ) 監視カメラの設置
- ウ) 市民及び事業者に対し、ごみの適正排出、適正処理の啓発を図る。
- エ) 市民、事業者、警察機関、近隣自治体や道などと情報交換を行いながら、連携して監視を行い、不法投棄の未然防止に努める。

### 3 施設整備計画等

- (1) 士別市一般廃棄物処理基本計画
- (2) 循環型社会形成推進地域計画

### 4 施設の概要

#### (1) 中間処理施設

施設名	所在地	処理能力	受入時間・休業日
士別市し尿処理施設	士別市西5条9丁目	25KL/日	受入：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 休業日：土曜日・日曜日・祝日と 12月29日～1月3日

#### (2) 資源化施設

施設名	所在地	処理能力	受入時間・休業日
士別市環境センター リサイクルセンター	士別市西士別町2549番地4	32t/日	受入：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分 休業日：土曜日・日曜日・祝日と 12月29日～1月3日
士別市バイオマス資源堆 肥化施設	士別市川西町5665番7	12.2t/日	受入：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 休業日：土曜日・日曜日・祝日と 12月29日～1月3日

### 5 その他の廃棄物処理に関する事項

- (1) 市が収集及び処理する一般廃棄物の具体例については、「ごみ分別事典」及び「生ごみ分別事典」、「令和2年度ごみ収集カレンダー」によるものとする。
- (2) 市が収集及び処理する在宅医療廃棄物は、針が付いていない物で、士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第23条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に該当しないものとする。  
※できるだけ医療機関で処理し、処理されなかった物を収集及び処理する。
- (3) 事業所において従業員等の個人消費に伴って生じる弁当がら等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、ペットボトル等については、一般廃棄物として取り扱いする。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可及び第2項の当該許可の更新、並びに、第6項の一般廃棄物処分業の許可及び第7項の当該許可の更新については、士別市一般廃棄物（ごみ・し尿等）の処理業の許可方針に基づき許可・更新するものとする。